

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 1 日現在

機関番号：25406

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25380399

研究課題名(和文) 企業年金制度の決定動機に関する研究

研究課題名(英文) Determinants of Corporate Pension Plans in Japan

研究代表者

村上 恵子 (Murakami, Keiko)

県立広島大学・経営情報学部・准教授

研究者番号：90325142

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、導入している企業年金制度によって、企業の特徴に違いが見られるのかを分析した。本研究の成果は以下のとおりである。(1)上場企業においては、確定拠出年金制度の発展段階によって制度導入企業の特徴は異なる。(2)非上場企業においては、将来の退職給付額が確定していない確定拠出型とキャッシュバランス型の制度を導入している企業と導入していない企業の間には、財務上、企業規模上、退職給付上の差異はないが、将来の退職給付額が確定している確定給付型の制度を導入している企業と導入していない企業の間には企業規模や積立不足において差異がある。

研究成果の概要(英文)：The aim of this study is to identify the characteristics of companies according to the corporate pension plans they have adopted. The results of the analysis are as follows: The determinants of defined-contribution pension plan adoption among the listed companies might vary according to the stage of defined-contribution system development. There is no difference in terms of return on asset, company scale, and pension deficit ratio between unlisted companies that have and have not adopted defined-contribution pension plan or cash balance pension plans. Meanwhile, there are differences in terms of company scale and pension deficit ratio between unlisted companies that have and have not adopted defined-benefit pension plan.

研究分野：金融論

キーワード：企業年金 退職給付制度 企業型確定拠出年金 確定給付企業年金 キャッシュバランスプラン

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 2001年6月に企業年金2法が成立し、同年10月に確定拠出年金法、翌年2002年4月に確定給付企業年金法が施行された。また、2012年3月には税制適格退職年金制度が廃止され、2014年4月以降は厚生年金基金の新規設立が認められなくなった。これらの法律の改正により、退職一時金や厚生年金基金、適格退職年金など、確定給付型の制度が中心であった我が国の退職給付制度に、確定拠出型や確定拠出と確定給付の両方の特徴を備えたキャッシュバランスプラン型の企業年金が導入され、企業が選択できる退職給付制度の種類は増加した。その一方で、近年では、年金財務の悪化などを理由に退職給付制度を廃止する企業も出てきている。

(2) 従来、公的年金に関しては、世代によって負担と給付に差が出る「世代間格差」や民間企業勤務者と公務員との間で給付に差が出る「官民格差」などの格差問題の存在が指摘され、その実態が分析されてきた。昨今、公的年金の所得代替率が低下し、企業年金の重要性が高まる中、企業年金においても、勤務する企業がどの企業年金制度を選択・導入しているかによって、従業員が将来受給できる年金額に大きな差が出る「企業年金の給付格差問題」に注目が集まり始めている。

(3) 退職給付制度や企業年金の選択に関する分析は、米国では研究の蓄積が進んでいるが、我が国では、確定拠出年金を導入している中小企業の特徴の分析など、部分的な分析に留まっている。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、導入している退職給付制度・企業年金制度によって、企業規模、財務状況、年金財務状況などの企業の特徴が異なるのかを明らかにすることである。各種退職給付制度・企業年金制度を導入している企業の特徴の相違を分析しようとする本研究は、特定の企業年金制度を導入することが困難な企業群の存在を明らかにしようとするものであり、ここで得られた結果は、今後、より多様な企業に各退職給付制度の普及を図る仕組みを考察する場合など、退職給付制度や企業年金制度に係る施策を検討する際に用いられる基礎資料になると考えられる。

また、本研究では、特に企業型確定拠出年金導入企業に着目し、投資メニューの選択の点から企業の特徴を分析することも試みる。すなわち、企業型確定拠出年金導入企業が、加入者にとって望ましい投資メニューを提示しているのかを企業型確定拠出年金導入企業別に検証する。

### 3. 研究の方法

(1) 初めに、上場企業を対象に、積立不足率や経常利益率、企業規模などの導入企業の特

徴が、企業型確定拠出年金制度の導入時期によって異なるのかを確認した。分析には、2011年7月末時点で上場していた金融機関を除く企業で、かつ日経 NEEDS に退職給付会計の詳細を公表していた 2,870 社分のデータを用いた。ただし、そのうち、分析に必要なすべてのデータがそろっていたのは 1,884 社であり、その内訳は企業型確定拠出年金導入企業 607 社、未導入企業 1,277 社であった。

分析は、被説明変数を企業型確定拠出年金制度導入の有無、説明変数を積立不足率、キャッシュフロー変動係数、経常利益率、従業員数とする、質的選択モデルであるロジットモデルの推計によって行い、企業型確定拠出年金制度導入要因としてはどのようなものがあるのか、企業型確定拠出年金制度導入時期により導入要因に違いがあるのかについて検証した。また、一部上場企業とそれ以外の上場企業間で導入要因に違いがあるのかについても確認した。

(2) 次に、非上場企業を対象に、導入している退職給付制度別に企業の特徴を分析した。これにより、特定の企業が特定の退職給付制度を導入できないという制度上の課題がないかを検討する。分析には、退職給付に関するデータが日経 NEEDS に収録されている金融機関を除く非上場企業 167 社のデータを用いた。

また、分析には、(1)と同様、質的選択モデルであるロジットモデルを用い、被説明変数は退職給付制度導入の有無、説明変数は積立不足率、経常利益率、企業規模、キャッシュフローの収益性、現金保有率および(退職給付債務 - 年金資産)とした。また、2014年3月末から新退職給付会計基準が導入され、確定給付型の退職給付制度を採用している企業は退職給付債務と年金資産の差額を企業の貸借対照表上での負債として計上することになったことから、新退職給付会計基準の導入によって確定拠出型の退職年金制度を導入した企業とそうでない企業で何らかの財務指標上の相違が見られるのかを検証した。

(3) 最後に、企業型確定拠出年金導入企業の特徴を企業の提供する投資メニューの実態という観点から分析した。我が国では企業型確定拠出年金を導入している企業が従業員に提示する投資メニューに関する情報はほとんど入手できないため、調査会社を通じて企業型確定拠出年金を導入している企業を対象に記述式アンケート調査を実施することで、分析に用いるデータセットを構築した。

分析には、企業型確定拠出年金導入企業が運用商品の信託報酬の高低を考慮しているか、企業型確定拠出年金導入企業の選択する商品は関係機関の提供する商品に偏っていないか、企業型確定拠出年金導入企業の選択する商品はアクティブ・バランス等の

投資信託に偏っていないか、という3つの仮説を、平均の差の検定と独立性の検定によって検証する方法を用いた。

#### 4. 研究成果

(1) 企業型確定拠出年金制度の発展段階によって制度を導入する上場企業の特徴は異なるのかを分析した。その結果、企業型確定拠出年金制度を導入した上場企業の特徴は制度発展段階によって異なることが明らかとなった。具体的には、以下の3点が観察された。

- ・企業型確定拠出年金制度導入期(2001年10月~2004年7月)は従業員数が多い企業が確定拠出年金を導入している。
- ・制度普及期(2004年8月~2007年8月)は積立不足率が高い企業ほど確定拠出年金を導入している。
- ・制度見直し期(2008年9月~2011年7月)は従業員数が少ない企業ほど確定拠出年金を導入している。

これらの結果は、例えば規模の小さい企業が制度創設期に企業型確定拠出年金制度を導入することを困難にする何らかの要因がある可能性を示唆すると考えることもできる。

また、一部市場に上場する企業とその他の市場に上場する企業とで、導入時期による企業の特徴に相違があるのかについても検証した。その結果、一部市場に上場する企業では、上述の全企業での分析結果と同様、制度導入期は企業規模の大きい企業、制度普及期は積立不足率が高い企業、制度見直し期は企業規模の小さい企業が企業型確定拠出年金制度を導入していることが示された。一方、その他の市場に上場する企業においては、企業の確定拠出年金制度の導入要因が制度発展段階によって異なるという事実は示されなかった。このことは、一部上場企業とそれ以外の上場企業では、企業型確定拠出年金制度の導入に影響を与える要因が異なっていることを示唆すると考えられる。

ただし、本研究の分析で使用した説明変数以外にも企業型確定拠出年金制度の導入に影響を及ぼす要因は多くあると考えられることから、今後は多様な企業に制度を普及させる上で必要な仕組み(制度改正の方向性)を検討するため、より詳細な分析を行うていくことが必要である。なお、本研究の詳細は、後述の「5. 主な発表論文等」のNishida and Murakami(2014)に述べている。

(2) 導入している退職給付制度別に非上場企業の特徴を探ることで、特定の企業が特定の退職給付制度を導入できないという制度上の課題がないかを検討した。導入している退職給付制度別に、積立不足率(%)、経常利益率(%)、企業規模、キャッシュフローの収益性(%)、現金保有率(%)の平均の差の検定を行った結果、以下の5点が明らかになった。

- ・確定拠出型の制度を導入している企業と導入していない企業では、上記のすべての指標において差異は認められなかった。ただし、確定拠出型の制度のみを導入している企業とその他の企業については、積立不足率、企業規模、現金保有率の3変数について差異が認められた。
- ・キャッシュバランス型の制度を導入している企業と導入していない企業では、すべての指標において差異は認められなかった。
- ・確定給付型の制度を導入している企業と導入していない企業では、積立不足率、経常利益率、企業規模の3変数について差異が認められた。
- ・退職一時金制度のみを導入している企業とその他の企業では、積立不足率、企業規模の2変数について差異が認められた。
- ・確定給付型と確定拠出型の退職給付制度を併用している企業と併用していない企業では、企業規模および退職給付債務-年金資産において差異が認められた。

すなわち、将来の退職給付額を確定しない確定拠出型とキャッシュバランス型の制度を導入している企業と導入していない企業の間には、財務上、企業規模上、退職給付上の差異はないと言える。一方、将来の退職給付額が確定している確定給付型の制度を導入している企業と導入していない企業の間には企業規模において差異が確認された。また、退職一時金制度や確定拠出型の年金制度しか導入していない企業とそれ以外の企業の間でも、企業規模や積立不足において差異が見られた。

さらに、本研究では、2014年3月末に導入された新退職給付会計基準の導入によって、確定拠出型の退職年金制度を導入した企業とそうでない企業で何らかの財務指標上の相違が見られるのかについても検証した。分析の結果、新退職給付会計基準導入により、退職給付債務と年金資産の差が大きい企業に、確定拠出型退職給付制度を導入する傾向が見られた。

本研究の詳細は、後述の「5. 主な発表論文等」のNishida and Murakami(2017)に述べている。

(3) 企業型確定拠出年金導入企業が、加入者にとって望ましい投資メニューを提示しているのかを、個々の企業のデータを詳細に観察することで検証した。その結果、以下の3点が明らかになった。

- ・モーニングスター社によって分類されているすべての投資信託のカテゴリーについて、ランダムに選んだ確定拠出年金向けファンドと、調査対象企業によって選択されている投資信託の信託報酬には有意な差はなかった。このことから、企業型確定拠出年金導入企業は加入者の利益を重視して信託報酬の低い投資信託を選び、運用メニューに加えているわけではないことが

示された。

- ・関係機関の提供する投資信託を全く導入していない確定拠出年金導入企業がある一方で、選択されているすべての投資信託が関係機関の提供する商品、という企業もあった。各確定拠出年金導入企業が選択している投資信託に占める関係機関の投資信託の割合を求めたところ、その平均は67.0%であった。このことから、投資信託の選択において取引関係が影響している可能性は極めて高いと考えられる。
- ・各確定拠出年金導入企業が選択している投資メニューに占めるアクティブ・バランス等の投資信託の割合を求めたところ、その平均は63.4%であり、最小値は25.0%、最大値は90%であった。分析対象企業64社中、アクティブ・バランス率が50%以上となっている企業は58社(90.6%)であり、運用商品の2/3以上をアクティブ・バランス等の投資信託にしている企業も29社(45.3%)に上った。確定拠出年金導入企業はアクティブ・バランス等のファンドを投資メニューにそろえる傾向があった。これらの結果は、投資メニューの選定という観点から見ると、企業型確定拠出年金導入企業の行動には相違が見られることを意味する。なお、本研究の詳細は、後述の「5. 主な発表論文等」の村上・西村・西田(2017)に述べている。

(4) 以上の結果より、導入している退職給付制度・企業年金制度によって、企業規模、財務状況、年金財務状況などの企業の特徴が異なることが明らかになった。このことは、特定の企業年金制度を導入することが困難な企業群が存在する可能性を示唆すると言える。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

村上 恵子、西村 佳子、西田 小百合、投資メニューに見る企業型確定拠出年金のガバナンス、生活経済学研究、査読有、第45巻、2017年、pp.81-94。

Sayuri NISHIDA、Keiko MURAKAMI、Characteristics of unlisted companies by their choice of retirement benefit plans、東海大学紀要政治経済学部、査読無、第49号、2017年、印刷中。

村上 恵子、西村 佳子、企業型確定拠出年金は誰のものか 企業の金融資産メニュー採択の現場から、県立広島大学経営情報学部論集、査読無、第7号、2015年、pp.111-118。

Sayuri NISHIDA、Keiko MURAKAMI、Company Characteristics and Adoption of Defined-Contribution Pension Plans in Japan、東海大学紀要政治経済学部、査読無、第46号、2014年、pp.27-41、[http://www.u-tokai.ac.jp/academics/undergraduate/political\\_science\\_and\\_eco/kiyou/index/pdf/2014/03\\_nishida.pdf](http://www.u-tokai.ac.jp/academics/undergraduate/political_science_and_eco/kiyou/index/pdf/2014/03_nishida.pdf)

〔学会発表〕(計1件)

村上 恵子、西田 小百合、確定拠出年金導入企業の行動に関する分析、生活経済学会中国・四国部会、2013年11月23日、広島大学東千田キャンパス(広島市)

#### 6. 研究組織

(1)研究代表者

村上 恵子 (MURAKAMI, Keiko)  
県立広島大学・経営情報学部・准教授  
研究者番号：90325142

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし

(4)研究協力者

西村 佳子 (NISHIMURA, Yoshiko)  
京都産業大学・経済学部・教授  
研究者番号：90319442

西田 小百合 (NISHIDA, Sayuri)  
東海大学・政治経済学部・准教授  
研究者番号：80390285